

令和2年12月15日
農林水産部

高病原性鳥インフルエンザの国内での発生状況と対策について

1 全国における感染状況

11月5日から12月14日までに家きんでは西日本を中心に10県25例の感染が確認、野鳥では糞便などから7道県15例でウイルスが確認されており、全国的に感染リスクが高まっている状況にある。

2 これまでの本県の対応

- (1) 国内養鶏場の発生等を受け、関係課長等対策会議を開催し、全庁的に情報を共有するとともに、県のマニュアルに基づく発生時の対応とその役割を確認。
- (2) すべての家きん飼養者に対し発生事例の情報提供や、飼養衛生管理基準の遵守、家きんの異状の早期発見・早期通報の徹底を繰り返し指導するとともに、必要に応じて農場への巡回指導を実施。
※家畜保健衛生所において異常家きんの24時間通報受付体制を継続中。

3 農林水産省からの緊急防疫対策の要請

各都道府県に対して、全国的にいつどこで発生してもおかしくない状況にあることを踏まえ、農場の飼養衛生管理の徹底を図るとともに、全国的に一斉の緊急消毒を行うことにより防疫対策に万全を期すよう、要請あり。

4 農林水産省からの要請を受けた本県の対応

農林水産省からの要請を受けて、本県では以下のとおり対応し、発生防止に万全を期する。

- (1) 飼養衛生管理の徹底
県内すべての家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の一斉点検を実施（12月7日～11日）
- (2) 緊急消毒の実施
 - ①対象家きん飼養農場
50羽以上飼養する県内全ての家きん農場 121農場
 - ②実施方法
可及的速やかに消石灰を配付（全額国庫負担）し、家畜保健衛生所職員の指導のもと各農場の衛生管理者等が消毒（散布）する。
 - ③実施期間
令和2年12月21日～令和3年1月31日

以上